

3/4 の三役会議で
山花政務官の立場を
御報告頂く予定。

| | | |
|---------------|-----------|--|
| 極密・秘・取扱注意・無指定 | | |
| 主な事由 | | |
| 指定期間 | 平成 年 月 日迄 | |
| 備考 | | |

報 告・供 覧

CP内2席
+

秋吉室
のみ

(3/4の
三役会議で
御報告頂く予定)

| 大臣(秘書官) | 主管 | 保 存 期 間 |
|------------|-----------------------|---------------------|
| 副大臣(秘書官) | 總務課長 | (30年) (10年) (5年) |
| 副大臣(秘書官) | ① 情報公開法 外交記録情報公開室長 | (3年) (1年) (1年未満) |
| 大臣政務官(秘書官) | 首席事務官 | 平成 年 月 日迄 |
| 大臣政務官(秘書官) | 情報公開審査班 | 起案 平成 年 月 日 |
| 大臣政務官(秘書官) | 情報公開準備室長 | 完結 平成 23 年 2 月 26 日 |
| 事務次官(秘書官) | | 起案者 電話番号 |
| 外務審議官 | | 大蔵原、3650 |
| 外務審議官、 | | |
| 官房長 | | |

回覧先

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

情報公開法改正(政務官折衝)

(別紙の要点等)

1. 26日、山花政務官が、園田内閣府政務官及び米田警察庁長官官房長と掲題の法令協議(政務官折衝)を行ったところ、同協議の内容に関する山花政務官のデブリの要点は以下のとおり(小高内閣官房情報公開改正準備室長同席)。

●先方の態度はかなり堅い。

●3月4日の閣議にはかからない。

●後日、園田政務官が山花政務官に対し、意見への回答をすることとなった。

2. 今後の進め方は以下のとおり。

●28日にも、官総長より大臣に対し、本件の経過を報告。

●4日の政務三役会議で、山花政務官より説明。

※山花政務官は28日午前中より出張、3日夕方帰国予定。

(了)

26日、山花政務官が、内閣府園田政務官室にて約1時間15分にわたり、園田内閣府政務官及び米田警察庁長官官房長と情報公開法改正に関する法令協議（政務官折衝）を行ったところ、同協議の内容に関する山花政務官のデブリは以下1. のとおり（小高内閣官房情報公開改正準備室長同席）。協議後、山花政務官より、今後の進め方として以下2. の指示があった。

1. 園田内閣府政務官他との協議の内容

ポイント

- 先方の態度はかなり堅い。
- 3月4日の閣議にはかからない。
- 後日、園田政務官が山花政務官に対し、意見への回答をすることとなった。

【全体】

- ・冒頭、山花政務官から、情報公開制度を改善していこうというのは良いこと、ただ、実施には制度的裏付けが必要である旨発言。
- ・今後の進め方について、山花政務官より、いきなり大臣折衝に上げられても、大臣は「そんな話は知らない」という対応になる、三役会議で大臣に報告するので、そこで自分（山花政務官）が説明できる内容の回答が欲しい旨要望。後日、園田政務官が山花政務官に回答することとなった。
- ・上記やりとり等を踏まえ、3月4日の閣議には間に合わないことで双方承知したが、園田政務官より、今国会に提出したいので、いずれにせよ3月第2週又は第3週にもかける必要がある旨発言。
- ・山花政務官からは、当省意見全て（別紙の席上配布資料参照）に言及。

【各論】

(1) 開示決定期限

山花政務官より、人的手当がまず必要だが、他国への照会など人的手当があっても日数が必要である場合がある旨を説明。当省では14営業日以内での開示が約5%であることも説明。

(2) 権利濫用規定の挿入

・小高室長より、他省からも意見が出されており、問題意識は持っているが、如何せん法制局が受け入れないと回答があった。（※山花政務官は、法制局が堅いだけなら政務レベルで強く言えば動かせる余地があるかもしれないとの印象を受けた由）。

（3）内閣総理大臣の措置要求

園田政務官より、この規定はそんなに変だらうか、実際には案件として多くないのでないか、との反応があり、あまり問題の所在を認知していない様子であった由。

（4）インカメラ審査

山花政務官より、前原大臣の関心が高い旨言及。

2. 今後の進め方

28日にも、官総長より大臣に対し、本件の経過を報告。4日の政務三役会議で、山花政務官より説明（注：なお、山花政務官は28日午前中より出張し、3日夕方帰国予定。園田政務官との次回やりとりは出張より帰国後のいずれかの時点であるが、先方も急いでいるので、3日・4日にも入りうるかも知れない）。

（了）

意見

0. 総論：合理的で実効性ある運用可能な制度にすること。情報保全の担保。

1. 請求時の手数料の原則撤廃（16条1項）

受益者負担原則の否定。営利目的請求者を区別する不合理と運用の困難。

安易な請求による請求増の危惧

2. 「有意でない情報」の開示（6条1項）

「有意」性の判断は客観基準に基づくものとされているので、恣意的判断があれば不服申し立て、訴訟で救済される。

費用対効果が低く、行政の無駄（作業は煩雑化するが特段の付加価値なし）。

3. 開示決定等期限の短縮（10条1項）

期限短縮だけでは決定期間は短くならない。制度的補強がなければ、質の低下を招くか成績が悪くなるだけ。

4. 開示決定期限の長期延長要件の維持（11条1項）

他の緊要案件があれば遵守不可能に（制度として立ちゆかない）。

5. 11条延長中のみなし不開示（11条3項）

大量請求に備えて長期の開示決定期限を設けている趣旨と全く矛盾する。

6. 総理大臣の措置要求（21条）

不開示すべきものを開示して生じる問題の責任を問われるのは行政機関の長。

7. 裁判所による「インカメラ審査」（24条）

（1）裁判官に守秘義務及びクリアランスを課す。さもなければ、行政庁に文書提出の拒否権を認めるべき。

（2）不開示文書について、非公開での説明の機会を設けるべき。

情報公開法改正:法令協議の方針

平成23年2月 外務省 外交記録・情報公開室

| 項目 | 現行法 | 改正法案 | 当省意見 | 改正の趣旨(内閣官房の見解) |
|---|---|---|--|--|
| 1 請求時の手数料の原則撤廃 (16条1項) ※開示手数料(実費)は徴収 | 一律300円 | 営利目的のみ徴収 | <u>現行どおり徴収することを求める。</u> ➢受益者負担原則の否定 ➢安易な請求による請求増の危惧 ➢営利目的請求だけ徴する不合理・運用困難 | ○開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、原則無料化。 ○開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の原則。 |
| 2 「有意でない情報」の開示 (6条1項) | 不開示部分の特定後、残った情報が「有意」でなければ開示しなくて良い | 「有意」でなくとも開示しなければならない | <u>現行どおり「有意でない情報」は開示しなくて良いとするすることを求める。</u> ➢事実誤認に基づく改正理由(「有意」性の判断は客観基準に基づくもの) ➢部分開示手続きの被覆作業が煩雑になる(電信の内容不開示でも書式は開示) | ○現行規定は、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに問し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けることとするもの。 |
| 3 開示決定等期限の短縮 (10条1項) | 30日以内 (土日祝日含む) | 14日以内 (土日祝日除く) | <u>現行規定どおり30日とすることを求める。</u> ➢14営業日での決定は非現実的。 ➢期限短縮が早期開示につながるわけではない。 ➢14営業日が適当と考えることには合理的な理由がない。 地方公共団体は安全保障・外交情報等を保有していない。米・英:20営業日、豪・加:30日、独:1ヶ月、仏:2ヶ月。 | ○より迅速に開示決定等がされるようにするために、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するもの。 ○期限短縮には、国民からの強い要請がある。 ○各國の開示決定等の期限は多様であり、それぞれの国情等を反映しているものと考えられるから、単純に諸外国との比較のみに立脚して当該期限を定めることは必ずしも適当でない。 |
| 4 開示決定期限の長期延長要件を制限 (11条1項) | 延長可 ①当該開示請求が大量 ②他の開示請求多 ③他業務多忙 | (※以下の解釈となることを懸念) 延長可 ①当該開示請求が大量 延長不可 ②他の開示請求多 ③他業務多忙 | <u>従来どおりの延長要件を確保する。(法解釈の確認)</u> ➢通常業務への明らか且つ甚大な支障 ➢法令違反(開示決定期限破り)続出のおそれ | ○「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、法律事項ではなく、法運用に関する事項であるため、具体的な解釈の内容については、できる限り速やかに検討を開始することとしたい。 |
| 5 11条延長中のみなし不開示 (11条3項) | なし | 長期延長の場合、一定期間経過後は、開示決定期限であっても、不開示決定があつたものとみなして不服申立て・訴訟が可能 | <u>改正案の削除を求める。</u> ➢大量請求に備えて長期(無期限)の開示決定期限を設けている趣旨と全く矛盾する | ○「相当の期間」が必要以上に長期間とならないようにするため。 ○一方で、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではない。移行の有無は開示請求者が選択。 |
| 6 异議申立てに対する決定 (総理大臣の措置要求) (21条) | 行政機関の長が決定 | 全部開示以外、総理の同意が必要 | <u>改正案の削除を求める。</u> ➢開示によって生じる問題の責任を問われるのは行政機関の長。 | ○①審査会答申と行政機関の長の判断の整合性を図るとともに、②法7条に規定する公益上の理由により数量的開示をより充実させるため。 ○情報公開制度を担当する大臣である内閣総理大臣が、協議・同意の過程を通じて、行政機関の長に7条の「公益上必要がある」かどうかについて検討を促すとともに、同意に達しなかつた場合に、いたずらに遅延して開示請求者の利益を喪失させることのないよう、措置要求制度を通じて解決を図るもの。 ○最終的な裁決・決定は引き続き行政機関の長により実施されることになるため、行政機関の長の最終判断権が制限されるものではない。 |
| 7(1) 裁判所による「インカム審査」 (24条) ※改正により、全ての地裁に訴訟提起が可能。 | あり | ※裁判所は、「特に必要」と認める場合にインカム審査が可能。 ※裁判所が決定した場合、行政庁は文書を提出・提示しなければならない。 | <u>裁判官に守秘義務及びクリアランスを課す。 さもなくば、行政庁に文書提出の拒否権を認めるべき。</u> ➢秘密保全が必要。 ➢日本の秘密保全体制には疑ひありとの印象が広まれば、外交活動や情報収集活動に支障。 | ○【守秘義務】裁判官には、高度の職業倫理に基づく行動が期待できる上、官吏服務規律の守秘義務、彈劾裁判、懲戒裁判により、機密漏えい防止を制度的に担保。 ○【クリアランス】仮に、取扱資格が付与されない裁判官が証拠を閲覧することができないとすると、当該裁判官は審理から除外されることとなって、行政機関の判断により、特定の裁判官を審理から除外することが可能になることから、裁判官の職権行使の独立に反するおそれがある。 ○【拒否権】報告に拒否権を与えることは、裁判官が直接行政文書を見分することにより、より適正な判断を行うとの本条の趣旨・目的を没却するもの。 |
| 7(2) | なし | | <u>不開示文書について、非公開での説明の機会を設けるべき。</u> ➢不開示情報の意味や価値の理解には背景説明が必要。 | ○弁論期日外証拠調べべに立ち会う際に行政文書に即してその主張を敷衍して説明すること(例えば、被告が、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることを不開示の理由として主張している事案において、一見するとこのようなおそれがあるかどうか判然としない記載について、その意味するところを、既に準備書面等に現れた範囲内で説明を加えるなど。)にとどまるのであれば、このような行為は、証拠調べべを円滑に実施するために必要な行為として、24条3項に基づいて可能である。 |

開示決定に要する日数

外務省は、開示決定に多くの日数を要する。



※背景：

- ①請求内容の特定、対象文書の探索・特定が困難。

請求内容：731件中362件で請求者に請求内容の追加説明を要求（平成21年度）

対象文書：例）亞中モの場合、開示実施3,488頁に対し、約189,500頁（実施頁の54倍）の文書を探索

- ②外交・安全保障状況を踏まえた慎重な判断が必要。

- ③特定の繁忙課室に請求が集中。

北米一（89件）、亞地政（55件）、北米保（54件）、亞中モ（52件）で外務省全体（755件）の1/3（平成21年度）

- ④邦人保護、テロ対策等緊急案件、要人往来等の一次的業務集中増が起きやすい。

情報公開請求の処理日数(外務省)

| 処理日数 | 件数 | 割合(%) |
|-----------|-----|-------|
| ~14営業日 | 39 | 5.4 |
| 15営業日~30日 | 265 | 37.0 |
| 31日~60日 | 289 | 40.4 |
| 61日~90日 | 49 | 6.8 |
| 91日~半年 | 52 | 7.3 |
| 半年~1年 | 20 | 2.8 |
| 1年以上 | 2 | 0.3 |
| 合計 | 716 | 100.0 |

(平成21年度の実績)

14営業日以内の処理は全体の5.4%(39件)

39件の内訳: 過去に同じ請求があったもの…22件

文書特定が容易(条約、文書名を特定等)…10件

専門的かつ慎重な判断の必要性

当省の開示決定には、専門的且つ慎重な判断が必要。

| | 1号 個人情報 | 2号 法人情報 | 3号 国の安全 等 | 4号 公共の安 全等 | 5号 審議・検 討等 | 6号 事務又は 事業 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 全省庁 (38,532案 件) | 16,114 41.8% | 28,250 73.3% | 881 2.2% | 4,572 11.9% | 316 0.8% | 6,558 17.0% |
| 外務省 (523件) | 293 56.0% | 123 23.5% | 394 75.3% | 7 1.3% | 84 16.0% | 254 48.6% |

(※平成21年度の実績)

安易な開示は、外交利益を損ねる。
念のための不開示は、請求者の利益を損ねる。

各國の開示期限

主要先進国の中には、20営業日～30日。

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|------|----|
| 米国 | 英國 | ドイツ | カナダ | 豪州 | オランダ | 韓国 |
|----|----|-----|-----|----|------|----|

開示期限 営業日 20 1か月 30日 2週間 10日

米国：大統領令に基づき秘密指定された国防・外交政策情報等は、
情報公開法の適用対象外。
韓国：国家安全保障に関する情報は、情報公開法の適用対象外。

我が国：30日→14営業日？

権利濫用防止・大量請求抑制の規定

(1)イギリス

- ア 公共機関に対する嫌がらせで行われる場合、請求に応じる義務はない。
- イ 同一の請求者から同様の又は実質的に類似の請求があっても、以前の請求への対応から合理的な期間が経過していない限り新たな請求には応じる義務はない。
- ウ 請求文書の存否確認・所在特定・入手・該当箇所特定に計24時間(約3.5労働日)以上要すると推測される場合、請求に応じる義務はない。

(2)フランス

数量、反復的・組織的性格の点で濫用的とみなされる請求には、応じる義務がない。

(3)韓国

行政庁は、公開対象情報が過剰に多く、正常な業務の遂行に著しい支障をもたらすおそれがある場合には、情報の写本・副生物を一定期間別に分けて交付するか、閲覧と並行して交付することができる。

インカメラ審査(裁判官の守秘義務)

裁判官の守秘義務が不十分(罰則なし)。

1. 裁判官(「特別職の国家公務員」)には国家公務員法の守秘義務が適用されない。

●「国家公務員法」

100条1項 職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

109条 左の各号に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2. 「評議の秘密」と「一般的な守秘義務」が課されるのみ。

●「裁判所法」

75条1項 合議体である裁判の評議は、これを公行しない。(略)

2項 評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

●「官吏服務規律(明治20年7月30日勅令、昭和22年3月31日失効)」

4条1項 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

3. 現役時も退職後も罰則なし。

●高度の職業倫理に基づく行動をする

●分限裁判(免職)、弾劾裁判(法曹資格の剥奪)で担保

インカメラ審査導入の場合（確保すべき点）

【当省の文書】

- 機密的な内容の文書がある
　　二国間関係の極めて機密な内容の文書
　　他国・機関から入手した極めて機密な情報

【現状のままインカメラ審査が導入された場合】

- 秘密保全が不十分： 守秘義務違反に罰則なし・クリアランスなし
- 情報収集活動への支障： 他国・機関が情報提供を控えるおそれ

【対応策】

- 裁判官に守秘義務及びクリアランスを課す。
　　さもなくば、行政庁に文書提出の拒否権を認めるべき。
- 不開示文書について、非公開での説明の機会を設けるべき。

インカメラ審査(既存制度)

《情報公開・個人情報保護審査会によるインカメラ審査》

- 審査会は、必要があると認めるとき(※)は、諮問庁に対し、行政文書等(略)の提示を求めることができる。(審査会設置法9条)

(※)情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、審査会に文書を提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合。(審査会設置法コメントル)

- 諮問庁は行政文書等に記録されている情報(略)が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨申し出ることができる。(審査会設置法施行令3条1項)

- 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、インカメラ文書の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。(審査会設置法施行令3条2項)

《裁判所によるインカメラ審査》(文書提出命令の可否を判断する民事訴訟法上の措置)

- 提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書の提出命令に対して、行政庁が申立てを行った場合、裁判所は当該行政庁の意見を聴かなければならない。(民訴法223条3項)

- 当該文書の提出により、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ等があることを理由として行政庁が意見を述べたとき、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書提出を命ずることができる。(民訴法223条4項)

- 裁判所は、提出命令の申立てに係る文書が、提示により公共の利益を害する文書に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。(民訴法223条6項)

核兵器拡散防止条約案提出の際の三木外務大臣談話

昭和四十二年八月二十四日
外務省

一、

八月二十四日、米ソ両国の核兵器拡散防止条約案が十八カ国軍縮委員会に提出されたことは、米ソ両国の長期間にわたる努力が結実したものとしてその努力に敬意を表するとともに、核兵器拡散防止に対する大きな前進として歓迎するものである。提出された条約案は、前文および主文八カ条より成るものであつて、その全文仮訳は別紙のとおりであるが、このうち原子力平和利用に対する国際的保障措置の適用に関する第三条の規定は空白のままとなつている。

二、かねてよりわが国が表明していたこの条約に対する態度との関係で、この草案に対するとりあえずの所感を述べれば次のとおりである。

(1)

核軍縮義務について
 条約草案は、前文第九項から第十一項までの三項において、
 核軍備競争を停止するとの意図をもとに全面完全軍縮条約に
 従い核兵器の製造を停止し、核兵器の貯蔵を除去し、核兵器
 とその運搬手段を廃棄するとの締約国の意図を述べているが、
 軍縮特に核軍縮の促進をはかるためには、条約草案第五条第
 三項再審議条項を活用し再審議の会議において核軍縮の進展
 ぶりについても検討が行なわれるべきことを明確にすることが
 望ましいと考えている。

(2)

非核保有国の安全保障について
 条約草案はこの点について何らの規定も設けていない。た
 だ核拡散防止条約がその目的を達成するためにはできるだけ
 多数の非核保有国が参加しなければ効果的たり得ないので、
 これら諸国の条約参加を確保するためにも非核保有国特に非

同盟諸国 の 安全保障につき十分なる配慮が払われるべきである。

しかしこの問題をこの条約中において画一的に解決するこ
とに種々困難があるので、例えば、国連決議等の形式によ
りこれら諸国 の安全を保障するための措置を講ずることが検
討されているが、わが國としては、今後十八カ国軍縮委員会
の審議も見守りつつ、これら諸国 の満足する方式について合
意をみることを希望している。

(イ) 原子力の平和利用について

条約草案は前文第六項から第八項までの三項において、原
子力平和利用の利益をすべての締約国に提供すべきこと、原
子力に関する科学的情報をできるだけ交換すべきことおよび
核爆発平和利用に関する役務を適正な国際手続を通じて無差
別に提供すべきこと等を述べるとともに、主文第四条におい

て、この条約は各国における原子力平和利用を阻害するものではなく、各國は相互に原子力平和利用を促進するため協力すべき旨を明記しており、これら諸規定は、原子力平和利用の確保に関するわが国等の要望を反映したものと考えられる。

(二)

原子力平和利用に対する保障措置の適用について

条約草案は、前文第四項において、国際原子力機関の保障措置の適用を促進すべき旨を述べるとともに、第五項において、わが国のごとき原子力産業の発達している非核保有国の要望を考慮し、国際原子力機関の保障措置制度を簡素化するため、査察の機械化等技術の研究・開発を行なうことにして、保障措置の適用に関する主文第三条の規定は空白となつている。

現在まで米ソ間にこの点について合意をみない主たる理由

は、国際原子力機関の保障措置制度とユーラトムの保障措置制度をいかにして調整するかということであり、今後さらに米ソ間の交渉および十八カ国軍縮委員会の審議を通じてこれが打開の努力が行なわれることとなろう。

なお、保障措置に関して、わが国および多数の非核保有国は、平和的目的の施設に関する限り、これを核保有国を含むすべての国に適用すべきであり、又、このような保障措置が各国の経済的・技術的発展を阻害することがあつてはならぬとの立場をとつてゐるが、わが国としては今後においてもこの立場が認められるよう努力したいと考える。

(4) 条約の再審議および改正

条約草案は、第五条第三項において、条約の目的と規定が実現されていることを確保するため、条約発効の五年後、条約再審議の会議を開催することとしている。しかしながらわ

が國は、その後においても加盟國多數の意志により定期的に再審議が行なわるべきこと、および、再審議の目的を十分達成するため会議開催の準備手続に關する規定を設けることが望ましいと考えるので、今後はこの考え方が条約中にとり入れられるよう努力してゆきたい。

改正について、条約草案は、核保有国および他の国際原子力機関の理事国を含む過半数の国の批准書が寄託されたときに、すべての締約国に対して改正の効力が生じるとの趣旨の規定を設けている。

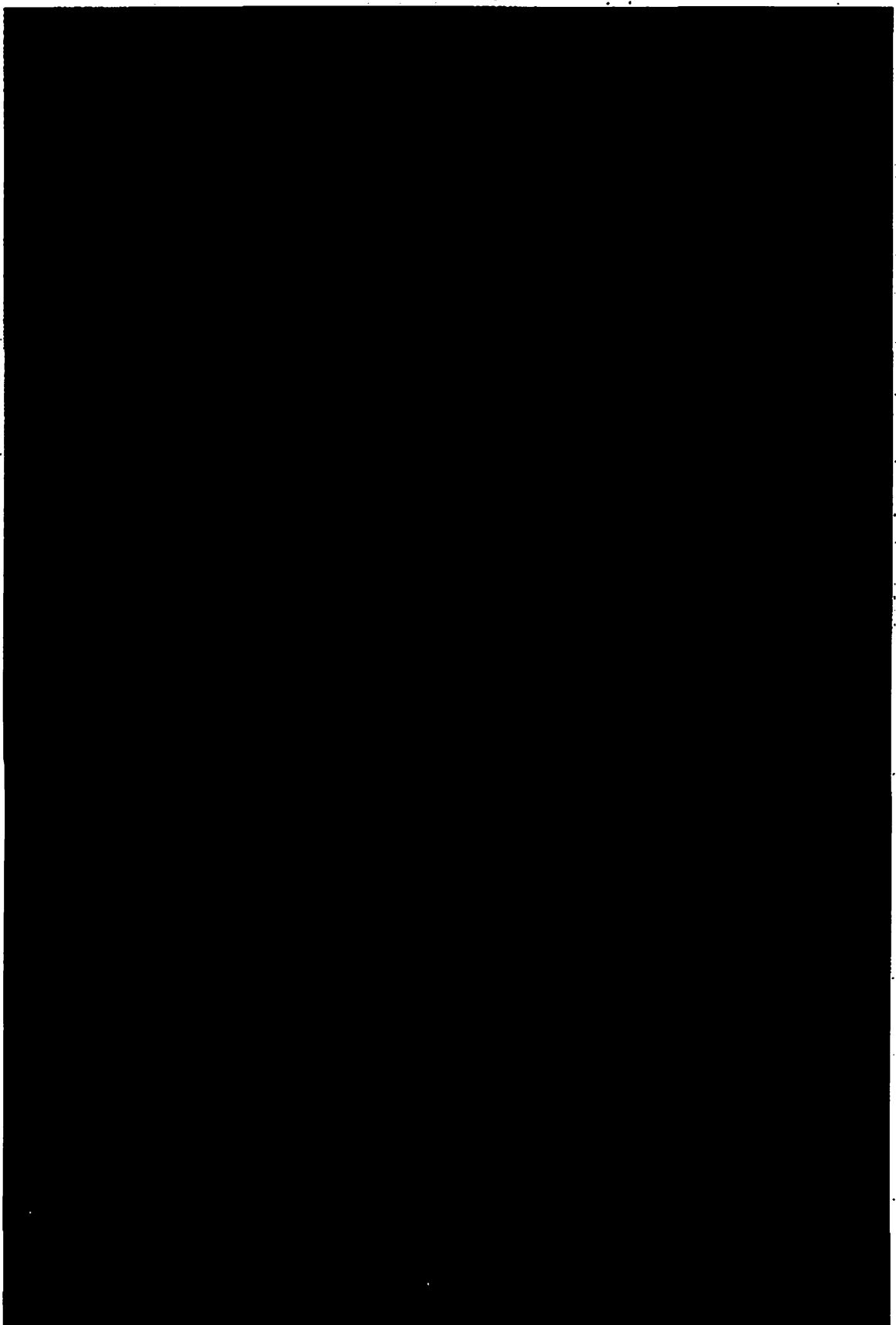
この規定は、改正についての拒否権を核保有国だけでなく、一部の非核保有国にも与えようとの趣旨に出たものである。条約改正の手続をいかにするかについては各國の主張が対立しており、今後十八カ国軍縮委員会において審議がつづけられることとなるので、わが国としては右の審議を見守りつ

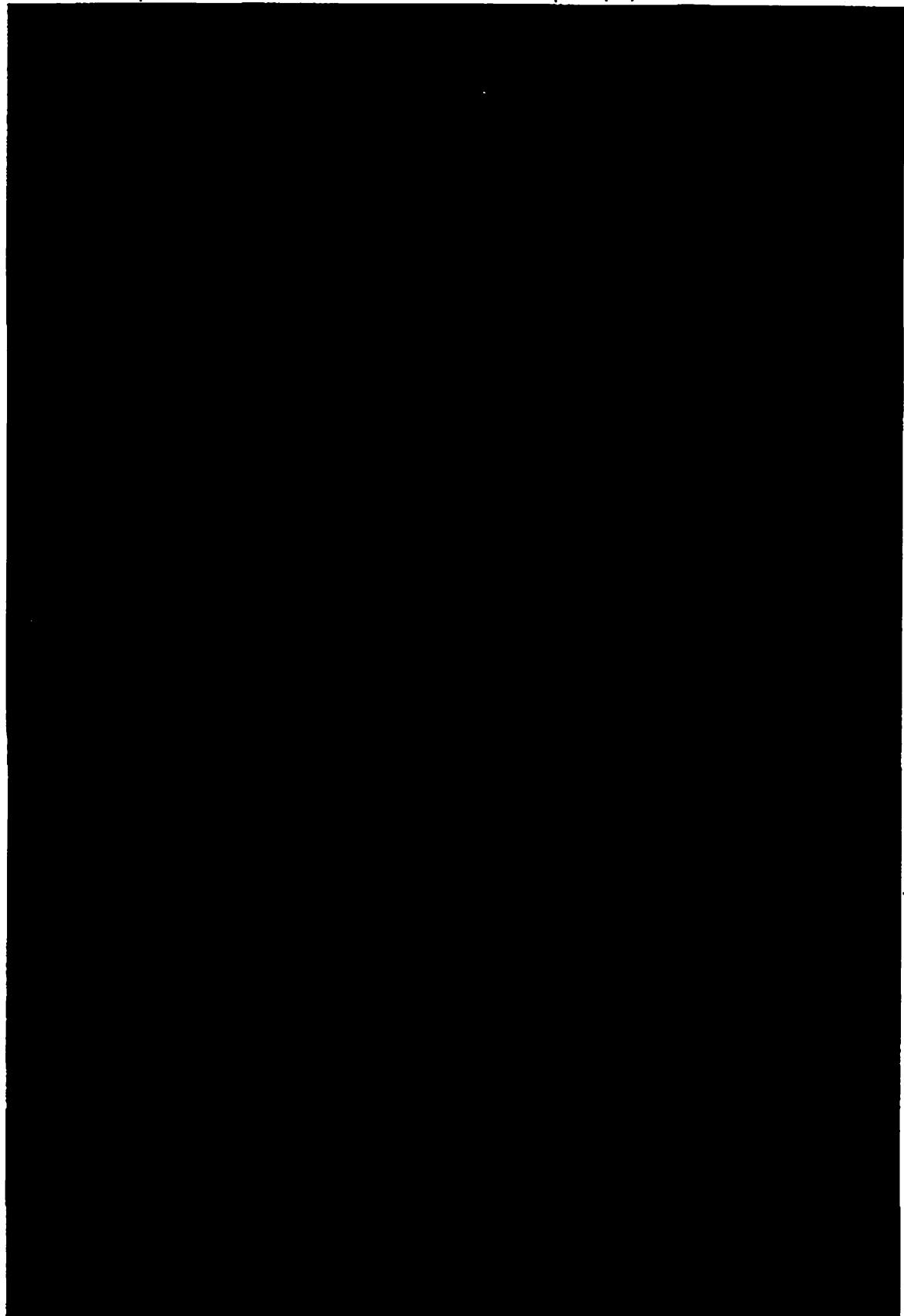
つ、公正、妥当な解決が計られるよう努力してゆきたいと考えてゐる。

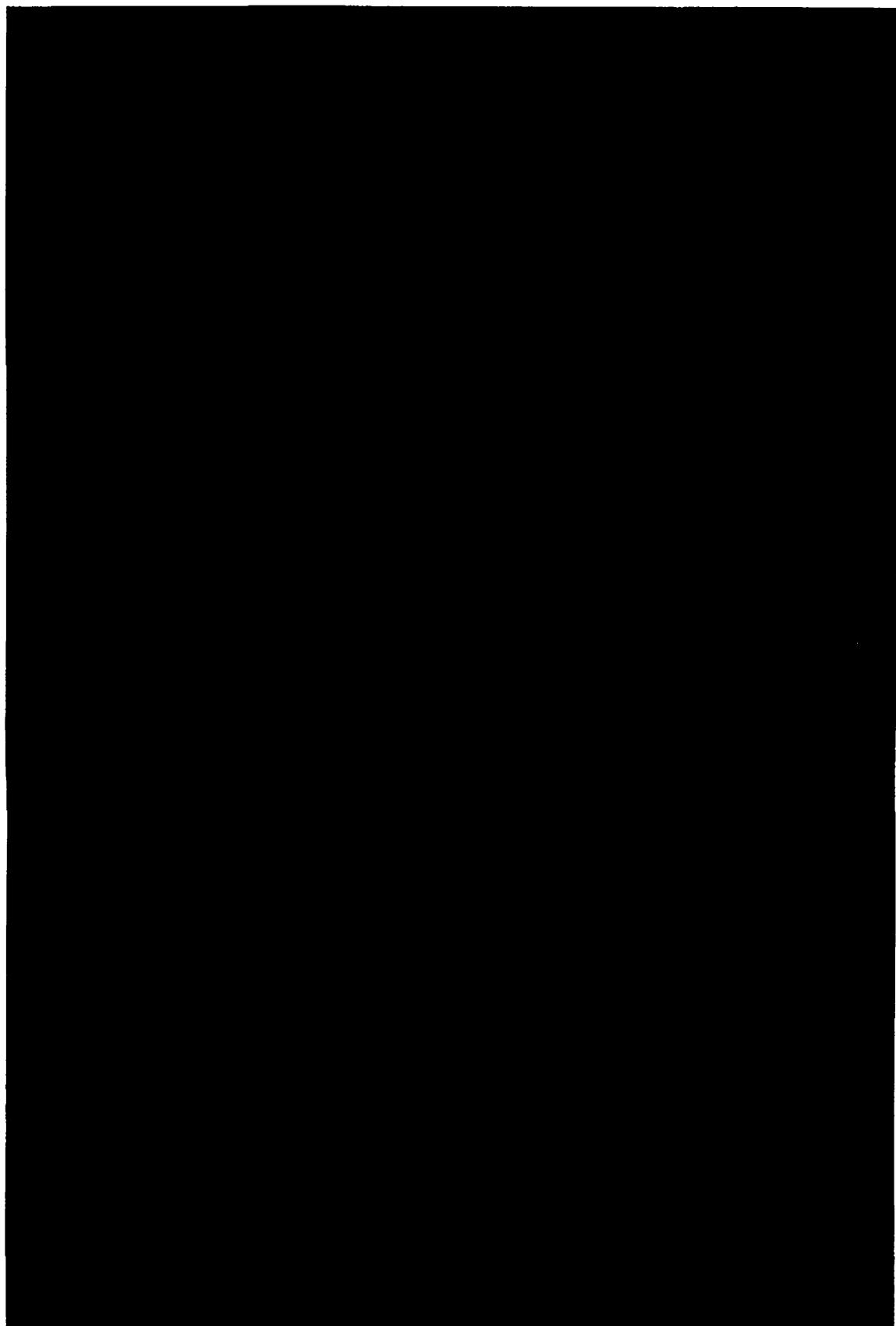
三、政府は、従来より一貫してこの条約の精神に賛成する立場をとるものであり、目下この条約草案の内容を慎重に検討中である。この草案はわが国の見解をある程度とり入れているが、政府としては、今後さらに十八カ国軍縮委員会の各委員国とも密接に連絡をとりつつ、わが国の見解が最終的にとりまとめられる条約中にできるだけ反映されるよう所要の措置をとつてゆきたいと考えてゐる。

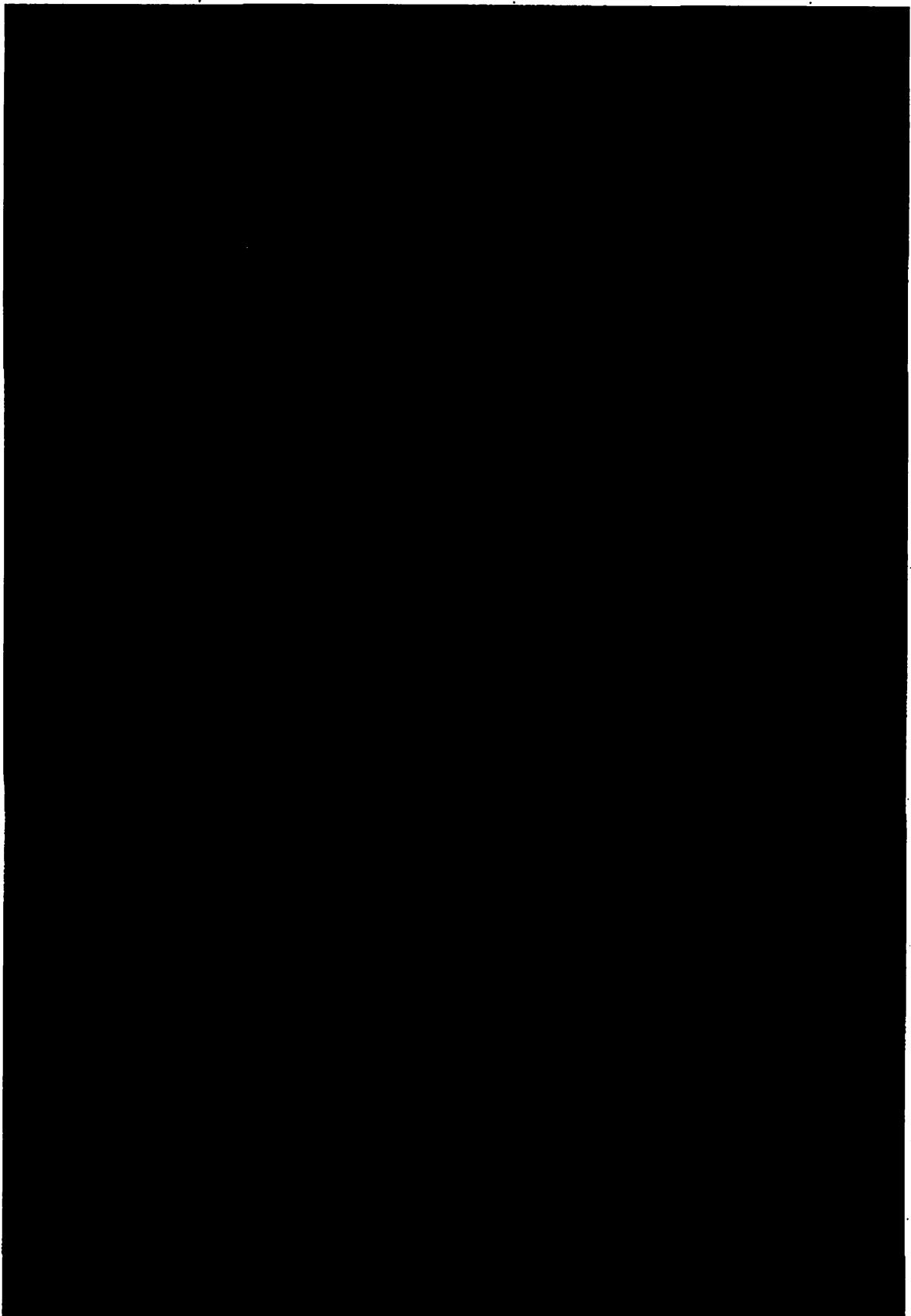
核兵器拡散防止条約案提出の際の三木外務大臣談話

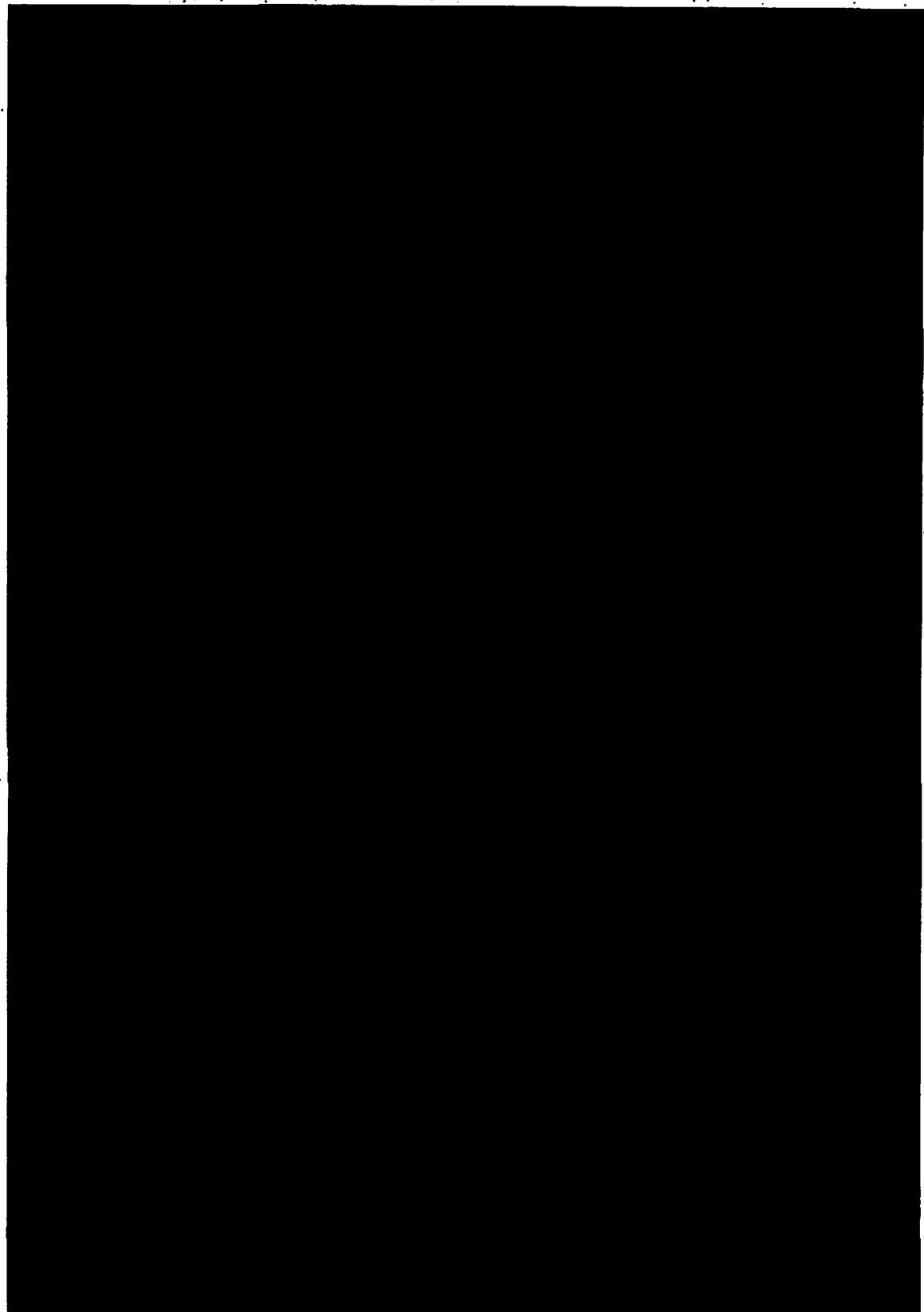
昭和四十二年八月二十四日
外務省



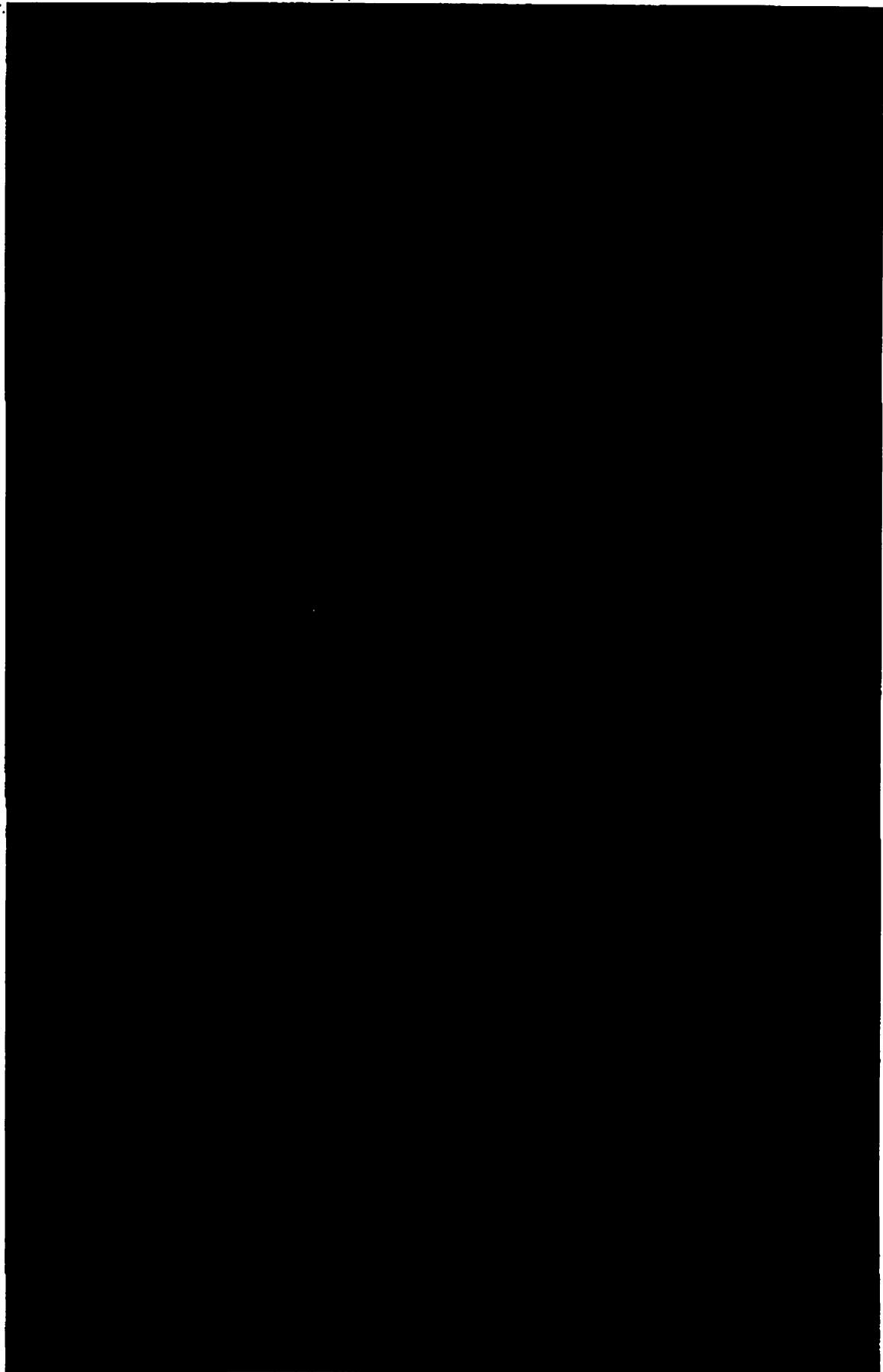








7



6

大

臣

(秘書官) 立

事務次官

外務審議官

田中大臣

国際連合長官

参考官

軍縮室長

極

秘

無期限

部の内号

核拡散防止条約に関するわが国の立場

国軍局軍縮室

昭二二一〇

一般原則

わが国は核戦争の危険を防止する爲、核拡

散を防止する國際条約の締結につけては原則として

これを支障あるか、二の条約か、核の独占に基く

核保有国の優越的地位を恒久化するもの

であつては、もうなーと考えておる。

その観点から、この条約に於いては、核保有国と

互いに衡

非保有国の責任と義務の公平が圖られてお

れげなうなーと考える。

二 核軍縮

この条約は全面完全軍縮、特に核軍縮を

達成するもの一歩であるべきであり、核保有国

18 石目的の為に、あらゆる努力を尽す旨の竟四

を明確に表明すべきである。

三、~~核~~ 非保有國の安全保障

(1) 非保有國の安全につきは充分の注意が払

れなければならぬ。

(2) 条約は、各國が、自國の安全を確保する所に

原子機能を阻害してはならない。

四、原子力の平和利用。

(1) 加盟国は原子力の平和利用の促進の爲、相互に協力をすべきである。

(2) 平和目的の爲の原子力開発に当つては、核爆弾を含め、保有国と非保有国との間に差別がない。

設けられてはならない。

(イ) 平和目的の為の開発から軍事目的に転用され
且つ二点を防止するためには、専門的あるいは、専門的な国際的保障
措置をすべての原子力の平和利用活動に
適用すべきである。

五、その他

条約締結後の大変動する國際情勢に有効に

6

加盟國の脱退、有効期限等につけても、慎重に

検討を行なうべきである。

大臣
(秘書官)主
事務次官
外務審議官
田中文蔵

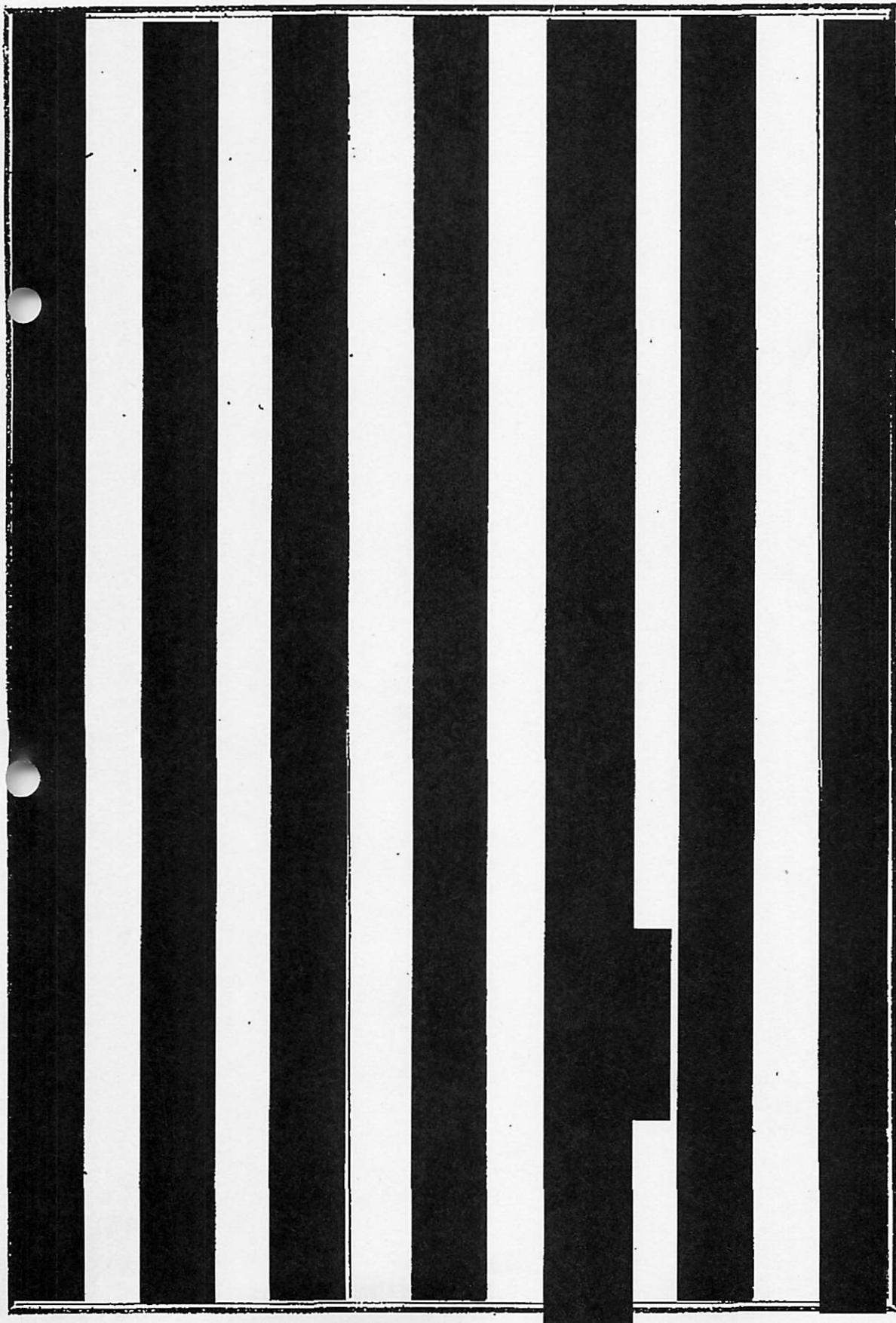
国連聯合長
参考官アントン
軍縮室長



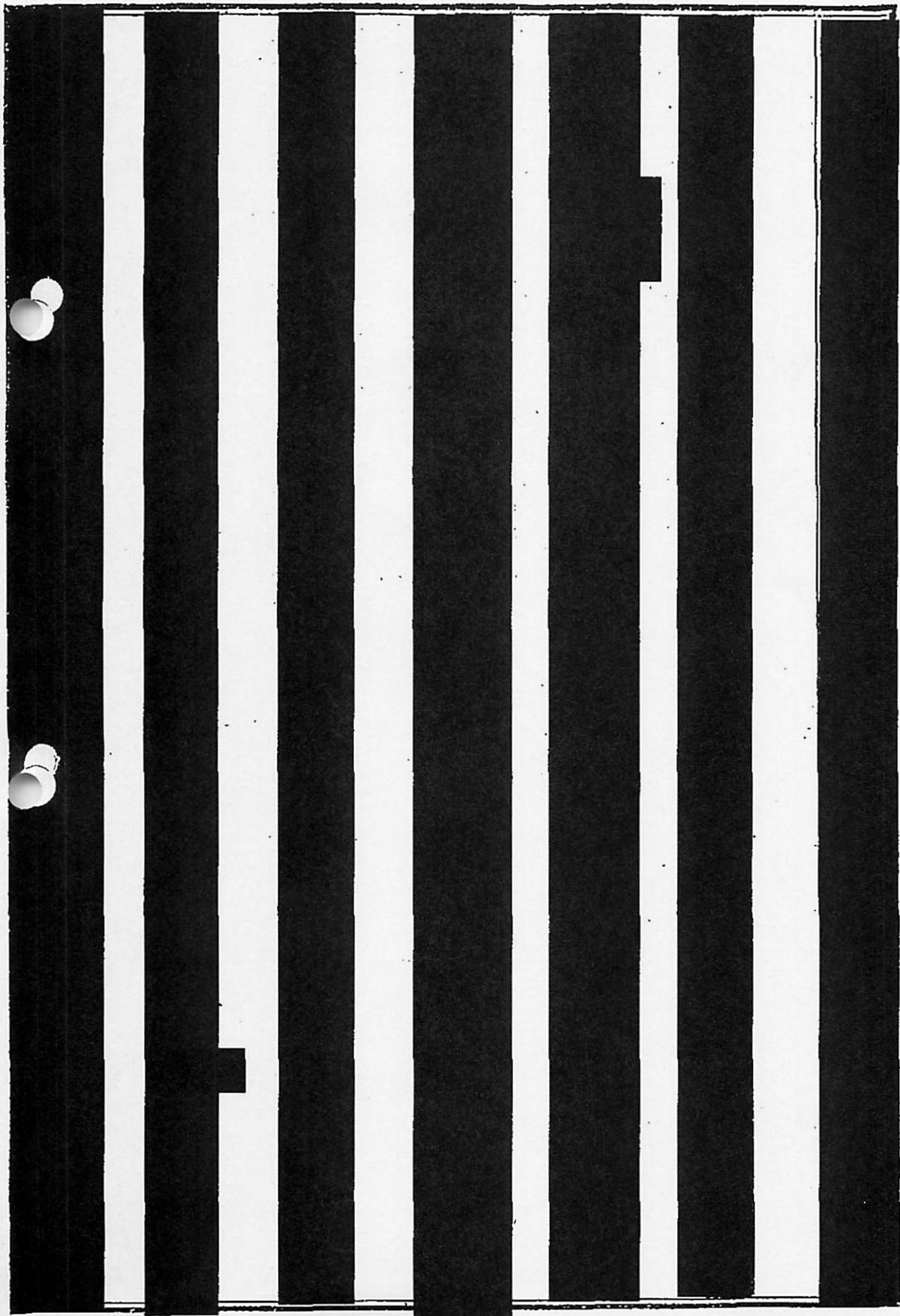
核拡散防止条約に関する我が国の立場
国連局軍縮室
昭和二十二年一月十日

七

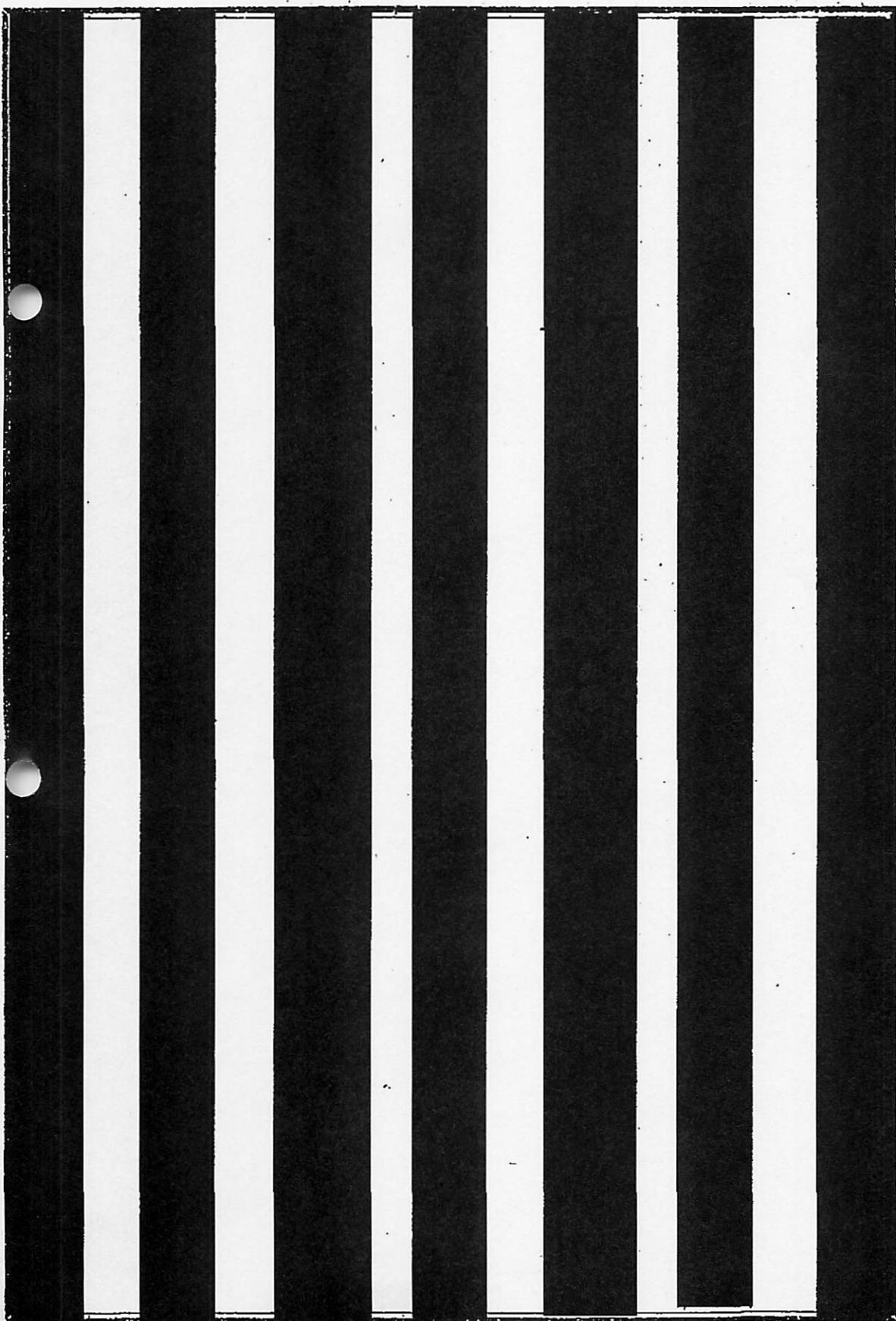
2



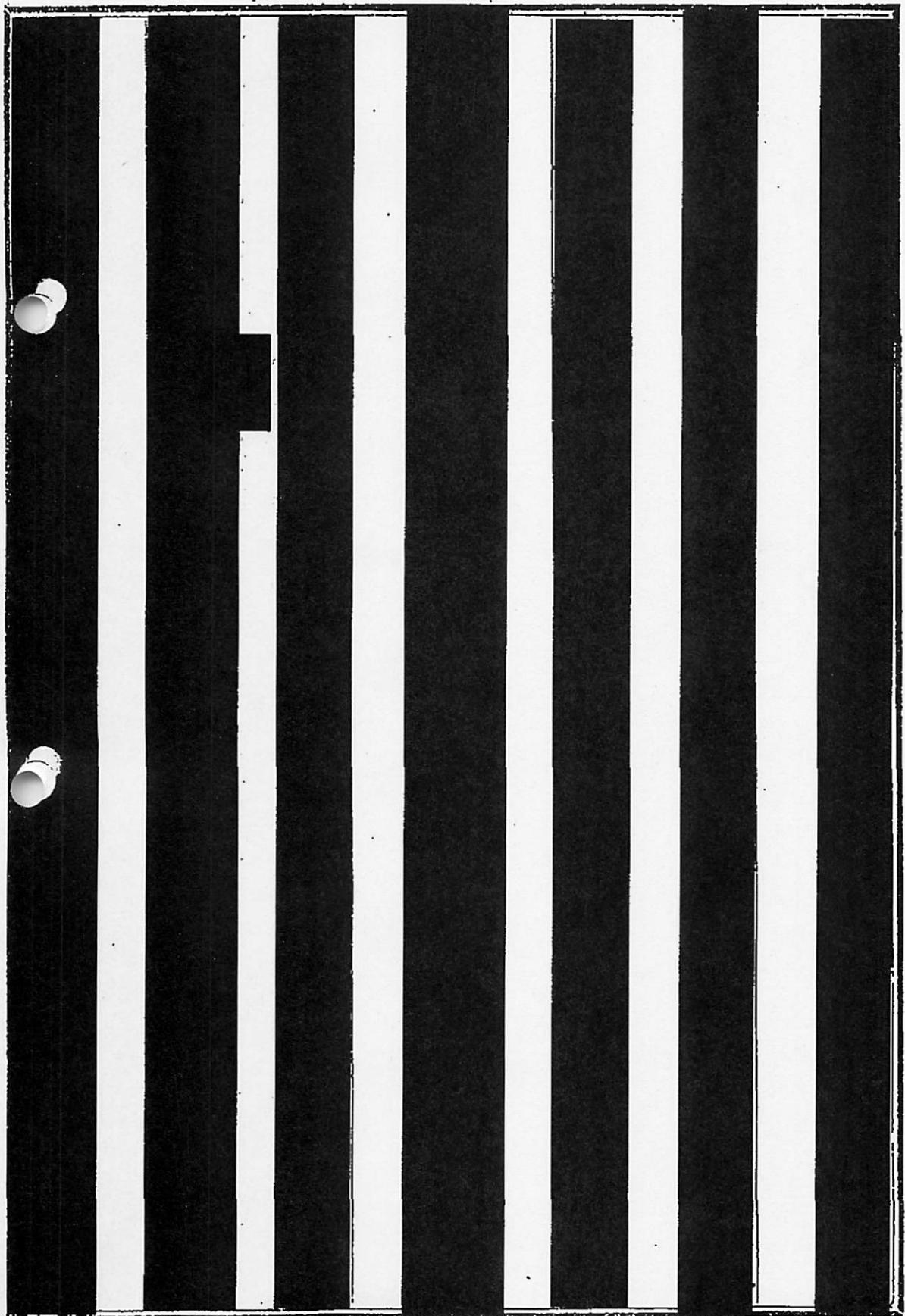
.3



4



5



6

